

○総務省令第三十号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第三十五条の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>(定義) 第四条 「略」 「233 略」</p> <p>34 この省令において「市場参加者」とは、時価の算定の対象となる資産若しくは負債に関する取引の数量及び頻度が最も大きい市場、当該資産の売却による受取額を最も大きくすることができる市場又は当該負債の移転による支払額を最も小さくすることができる市場において売買を行う者であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。</p> <p>一 それぞれ独立しており、関連当事者でないこと。</p> <p>二 当該資産又は当該負債に関する知識を有しており、かつ、全ての入手可能な情報に基づき当該資産又は当該負債について十分に理解していること。</p> <p>三 当該資産又は当該負債に関して取引を行う能力があること。</p> <p>四 当該資産又は当該負債に関して自発的に取引を行う意思があること。</p> <p>35 この省令において「時価の算定に係るインプット」とは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いると仮定した基礎数値その他の情報(当該資産又は当該負債に関する相場価格を含む。)をいう。</p> <p>36 この省令において「観察可能な時価の算定に係るインプット」とは、時価の算定に係るインプットのうち、入手可能な市場データ(実際の事象又は取引に関して公開されている情報その他の情報をいう。)に基づくものをいう。</p> <p>37 この省令において「観察できない時価の算定に係るインプット」とは、時価の算定に係るインプットのうち、観察可能な時価の算定に係るインプット以外のもので、入手可能な最良の情報に基づき、観察可能な時価の算定に係るインプット以外のものをいう。</p> <p>38 この省令において「時価の算定に係るインプットが属するレベル」とは、次の各号に掲げる時価の算定に係るインプットの区分に応じ、当該各号に定めるレベルをいう。</p> <p>一 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場(時価の算定の対象となる資産又は負債に関する取引が十分な数量及び頻度で行われていること)によって当該資産又は当</p>	<p>(定義) 第四条 「同上」 「233 同上」 「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p>

該負債の価格の情報が継続的に提供されている市場をいう。)において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格 レベル一

二 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、前号に掲げる時価の算定に係るインプット以外の時価の算定に係るインプット レベル二

三 観察できない時価の算定に係るインプット レベル三
(重要な会計上の見積りに関する注記)

第五条の二 当事業年度の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積り(この省令の規定により注記すべき事項の記載に当たって行った会計上の見積りを含む。)のうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの(以下この条において「重要な会計上の見積り」という。)を識別した場合には、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

一 重要な会計上の見積りを示す項目

二 前号に掲げる項目のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額

三 前号に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2 前項第二号及び第三号に掲げる事項は、この省令の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項第二号及び第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第六条の三 「略」

2 前項第三号に掲げる事項は、当該会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、記載することを要しない。

(金融商品に関する注記)

第九条の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

「一 略」

二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項

「新設」

(未適用の会計基準等に関する注記)

第六条の三 「同上」

「新設」

(金融商品に関する注記)

第九条の二 「同上」

「一 同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 略」

「削る」

二| ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三| 金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ| 時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ| 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ハ| イ(2)若しくは(3)又はロ(2)若しくは(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

ニ| イ(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)から(5)までに掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的

情報

(2) 当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(3) レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明

(4) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によって貸借対照表日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明

「イ〜ハ 同上」

二| 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法

ホ| ロからニまでに掲げる事項に関する説明

「新設」

(5) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観

察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関

係の内容及び時価に対する影響に関する説明

2] 前項本文の規定にかかわらず、市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記しなければならない。

3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である場合において、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（金商法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性があるときは、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

「一・二 略」

「4～6 略」

（デリバティブ取引に関する注記）

第十一条 第九条の二に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

「一・二 略」

2 前項第一号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3 第一項第二号に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（収益認識に関する注記）

2] 前項第二号ロからホまでに掲げる事項については、時価の把握が極めて困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である場合にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（金商法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性があるときには、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

「一・二 同上」

「4～6 同上」

（デリバティブ取引に関する注記）

第十一条 第九条の二に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

「一・二 同上」

2 前項第一号に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3 第一項第二号に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

第十四条の二 顧客との契約から生じる収益については、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

〔新設〕

一 顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報

二 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

三 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

2 前項各号に掲げる事項について、この省令の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3 第一項各号に掲げる事項について、第五条の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。

（注記の方法）

第十五条 〔略〕

2 第五条の二から第六条の二までの規定による注記は、第五条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この省令の規定により記載すべき注記（第五条から第六条の二までの規定による注記を除く。）は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第五条の二から第六条の二までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第五条の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

〔4・5 略〕

（内部統制監査報告書の記載事項）

第三十二条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項第一項第三号に掲げる理事長理事長及び監事の責任は、次に掲げる事項について記載

2 第六条及び第六条の二の規定による注記は、第五条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 この省令の規定により記載すべき注記（第五条から第六条の二までの規定による注記を除く。）は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第六条及び第六條の二の規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第五条の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

〔4・5 同上〕

（内部統制監査報告書の記載事項）

第三十二条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

するものとする。

「一 略」

二 監事には、財務報告に係る内部統制の過程を監視する責任があること。

「三 略」

「5～7 略」

「一 同上」

二 監事には、財務報告に係る内部統制の課程を監視する責任があること。

「三 同上」

「5～7 同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第五条の二、第六条の三及び第十五条の規定は、令和三年三月三十一日に終了する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

第三条 新省令第四条第三十四項から第三十八項まで、第九条の二及び第十四条の二の規定は、令和三年四月一日に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。